

平成25年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		多摩湖ふれあいセンター		総合評価
導入年月日	平成18年4月1日	現行の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
指定管理者	多摩湖ふれあいセンター市民協議会	市所管課	市民部市民協働課	
指定管理料(25年度予算/24年度決算)	11,550,000円 / 11,550,000円			
シート項目	業務の履行	・施設利用の大半を占める利用料の免除団体の見直しを進め、受益者負担の考え方を採用する案を検討中。		A
	維持管理	・館内の清潔・整理整頓は十分な配慮がされている。 ・緊急時の避難誘導、初動態勢のマニュアル見直しの必要性を指摘		A
	サービスの質	・図書コーナーの陳列図書が豊富で、地元の青少年の知識欲に貢献している。 ・大きな苦情等はない。		A
	地域連携	・役員が地元自治会の委員兼務		A
	個人情報保護	・PCの管理は徹底されており、個人情報管理とともに万全		A
	経営状況	・過去の蓄積(繰越金)を一部取り崩し、カラオケセット・コピー機の買い替えを実施 ・カラオケ使用料を有料(1回1,000円)とし、6万円弱の収入増加。さらにコピー機の月額メンテナンス料が減額		A
講評等	<p>・競輪の迷惑還元施設として開所した当ふれあいセンターであるが、競輪開催日の減少、来場者の専用通路の開設、駐車場の増設等で年々埼玉県からの負担金が減少する中で、迷惑還元施設からの脱却が役員の共通認識にある。ただし、急速な有料化は一朝一夕にはいかず、課題である。</p> <p>施設の維持管理、職員の対応、文書・帳簿類の保管とも完全である。</p> <p>・収支も健全であり、月の維持費の支払減少効果も発揮できている。</p>			